

平成 2 4 年度第 3 回市川市幼児教育振興審議会

日時：平成 2 4 年 1 1 月 2 9 日（木）

午後 2 時 3 0 分から

場所：市川市役所 3 階 第 4 委員会室

次 第

1. 議 題

（１）第 2 回審議会視察会報告について

（２）子ども・子育て関連 3 法による変化の内容について

その他

- ・教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検評価報告書
（平成 2 3 年度対象）の報告について
- ・次回開催日程について

○当日配布資料

次 第

第 2 回審議会視察会報告	P 1 ～ P 8
子ども・子育て関連 3 法による変化の内容について	P 1 ～ P 1 7
点検・評価報告書（平成 2 3 年度対象）	冊子

平成24年度第2回幼児教育振興審議会（視察会）概要

視察の目的

幼児教育の振興充実についての課題を解決するため、効果的と考えられる取組について、調査審議をする上での参考として、先進地事例の調査研究を行うもの。

1. 視察先 習志野市立「杉の子こども園」

住所：千葉県習志野市本大久保2-3-15

2. 日時 平成24年7月10日（月）

視察時間：午後2時00分～4時10分

（市川市役所1時40分出発～4時45分着：市マイクロバス）

3. 出席者 計21名

会長 高尾公矢委員

委員 稲葉健二委員、鈴木敬子委員、富田友美委員、田邊美代子委員、猪瀬ひろ委員、齊藤真由美委員、石神久美子委員、荻野千奈委員

出席委員 9名

（欠席委員4名：鈴木副会長、大野委員、田中委員、矢島委員）

関係課等 萩原こども部次長、関保育計画推進課長、牛尾保育課長、宮内子育て支援課主幹

事務局 津吹教育総務部長、高坂教育総務部次長、大野教育政策課長、伊藤就学支援課長

（所管課等） 福田教育政策課主幹、木村教育政策課副主幹、飯島就学支援課主幹、菅谷就学支援課副主幹

計12名

4. 習志野市対応者

習志野市

加藤こども部長、高柳こども部参事、真田こども保育課長

山崎こども保育課指導主事、妹川こども保育課調整係長

杉の子こども園

清水園長、小貫室長（幼稚園籍）、藤谷副室長（保育園籍）

5. 視察当日の動向

午後2時00分 習志野市立「杉の子こども園」到着

午後2時00分～2時30分 施設概要説明

午後2時30分～3時15分 「杉の子こども園」施設見学

午後3時15分～4時10分 質疑応答

習志野市における幼保一元化の動き

主な経過

昭和56年	幼保基準カリキュラム 策定
平成13年	幼稚園、保育園人事交流人事開始
平成15年 6月24日	習志野市におけるこども園構想 策定 保育一元化カリキュラム 策定
平成16年 4月 1日	こども部設置
平成18年 4月 1日	東習志野こども園開園
平成21年8月	習志野市こども園整備と既存市立幼稚園・保育所の再編計画 第1期計画 策定
平成24年 4月 1日	杉の子こども園開園
平成26年 4月 1日	(仮称)袖ヶ浦こども園開園 予定

幼保一元化の中核

1. 就学前の保育・教育を見直し、一貫性のある質の高い保育・教育を展開する。
2. 多様な保育ニーズを実現する。
3. 地域における子育て支援策を推進する。

こども園の基本的な考え方

1. 地域の子供は地域の中で一緒に育つべきとの考え方から、ゼロ歳児から5歳児までを一貫した施設形態とし、保育所、幼稚園、未就園児童を含めた同じ地域の子供たちが、友達同士として育ち合える施設とする。
2. 保育士と幼稚園の教諭など、多くの職種の職員が協力し、就学前の子供たちの発達を踏まえた保育・教育が出来る施設とする。
3. 子育て相談などの支援施設として、地域の子育て拠点施設とする。

就学前保育・教育のカリキュラムの基本

1. ゼロ歳から小学校低学年までの発達を見通して、保育・教育の一貫性を持たせること。
2. 異年齢交流や社会体験、自然体験を重視し、地域と協働した保育・教育を実現できる。

質 問	回 答
幼稚園・保育園と理念が違う施設が混在し機能しているのを見ることができました。保育と教育をどう整理されていますか。	午前9時～午後2時まで幼稚園に準じた時間を中心として 午前7時～午前9時：ご家庭に準じてゆったりとした時間 午後2時～午後7時 ・幼稚園籍預かり保育・・・家庭と同じ1人遊び、お友だちとの遊びも可 ・保育園籍長時間保育・・・休息、お迎えまで過ごす時間
幼稚園は就学前の事項がしっかりとでき、保育園は生活が主であるため、その部分ができいていないと言われる。こども園では、幼稚園籍・保育園籍で終了した時に発達の違いがあるか。	幼稚園籍（2年保育）は4歳からが初めての集団生活。それに対し保育園籍のお子さんは集団慣れし、自ら遊びを展開できる状況。4月5月は幼稚園籍の心の安定を図ることから始めるが、それ以降は全く同じ。教育的な体験は同じで、学校に向けての心配はないと考えている。
市川市で認定こども園をやるとすれば、どういう点に注意したらよいか。	午前9時から午後2時までを「ワクワクタイム」として意図的・計画的な教育を実施している。その前後を家庭的に過ごせるような遊具の準備や、保育者の方も1人1人のお子さんのペースに合わせることを大事にさせていただくことで、幼稚園だとか保育園だとかの心配はありません。
開園にあたって、保護者の方々からのご意見、ご希望を取り入れられたのか。また、実際に始動されてのご意見はありましたか。	昨年、一昨年とこども部で計画を立てて、説明会を開催。ご意見・質問としては、夏休みのこと、午睡のとり方、幼稚園・保育園の行事の違い等があった。こども部と園で協力しながら、保護者がお知りになりたいこと、PTAの役員さんが心配されていることを説明するとともに、園全体にお知らせを実施し対応を図っている。
保育園籍のお子さんで、保育時間が12時間のお子さんはい何人いますか。	0人。一番長いお子さんで10時間。
幼稚園籍の夏休み中の「預かり保育」の状況を教えてください。	7月3日間、8月14日間で実施 1日・半日の選択可 1ヶ月9,800円と別立てで徴収 半日9時～13時 785円（おやつ代含） 1日9時～17時 1,365円（食事代、おやつ代含）
保育園の保護者の中に午睡をさせないで欲しいという方が大変多いと聞いていますが、対応を教えてください。	全く寝かせないのではなく、早めに起こして欲しいが多い。お子さんの様子を見て対応する旨をお伝えしている。
「時間外保育」について、正規の職員が9時から17時で、早朝勤務、延長保育部分は非常勤が担当されているのではないのか。	非常勤職員を時間外の先生としているが、土曜日も含めた勤務日において、早番・遅番については、必ず両資格保持者を2名配置することになっている。
こども園の異年齢交流の状況及び幼稚園では通常お弁当持参であるが、短時間児の状況を教えてください。	異年齢交流については、0歳から5歳まで在籍しているため自然な形で進めていけると考えている。 こども園には、給食室があるため完全給食でお弁当は無。 お弁当が必要な日は、遠足の日と5歳児のお泊り保育のみ

○職員の勤務体制・カリキュラムについて

質 問	回 答																																
幼稚園教諭、保育士の勤務体制が一番大変だと思いますがいかがですか。	職員は幼稚園教諭・保育士両資格を持っており、全員でのシフト制としている。 ・午前7時に勤務する職員は、15時30分退勤 ・19時まで勤務する職員は、10時30分出勤。 〈問題点・解決方法〉 ① 教育時間がメインとなる幼稚園籍の教諭については、早番を多くすることを考慮。 代替職員との綿密な打合せが必須事項。 ② 通常の幼稚園と違い、園児降園後15時から17時まで全員での研修や会議が困難となる。担当者が報告、連絡することを周知徹底しながらの補完が必要。																																
島根県の施設を視察した際、夏休みに幼稚園児が全く登園しないため、同じカリキュラムができない部分が悩みと伺った。それを踏まえて年間のカリキュラムを教えてください。	習志野市独自の「幼保一元化カリキュラム」(平成15年4月策定)を基本としており、こども園はもちろん、幼稚園・保育園もそれを基に実施。 4月5月が1期、6月7月8月が2期、幼稚園は休みであるが、期別の中の活動はそれぞれが行っている。 8月は水遊びが中心で、1学期間で育てたもので一緒に遊ぶことに「水遊び」を加えるイメージ。																																
島根県のこども園は、保育園に余裕ができれば月別に定員をシフトすることができる珍しい園であった。習志野市は導入可能であるか。	すでに開園している「東習志野こども園」があり、理論的に変更は可能と思っている。基本的に長時間児については常に一杯であるが、空きができれば可能と考えている。																																
未満児から上がって来た時に、その子たちが退園しなければ、又定員数が同じであれば待機となって入園ができない。新しい保育需要が増えることはないのか。	ご指摘のとおり、保育園籍については、常に一杯の状態。 <table><tr><td></td><td>0歳</td><td>1歳</td><td>2歳</td><td>3歳</td><td>4歳</td><td>5歳</td><td>計</td></tr><tr><td>幼稚園</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>45</td><td>45</td><td>90名</td></tr><tr><td>保育園</td><td>6</td><td>10</td><td>15</td><td>15</td><td>15</td><td>15</td><td>76名</td></tr><tr><td></td><td>6</td><td>10</td><td>15</td><td>15</td><td>60</td><td>60</td><td>(定員166名)</td></tr></table>		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	幼稚園					45	45	90名	保育園	6	10	15	15	15	15	76名		6	10	15	15	60	60	(定員166名)
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計																										
幼稚園					45	45	90名																										
保育園	6	10	15	15	15	15	76名																										
	6	10	15	15	60	60	(定員166名)																										
幼稚園児は夏休みとなる。通常月シフトとの勤務時間の違いを教えてください。	夏季期間中も通常シフト制で変更無。 長時間児は0歳から5歳が通園、短時間児の預かり保育を実施。また特別に支援が必要なお子さんもシフトを組んで対応していることから、幼稚園籍の職員が長時間児保育の応援に入りながら、夏季休暇を取得している。																																

○こども園の考え方

質 問	回 答
保護者にとっては魅力的な施設であり、平成26年度に仮称)袖ヶ浦認定こども園開園予定であるが、公立が経営していくメリット・デメリットをどうお考えですか。	0歳から5歳児までを一貫してサポートする「地域の子育て拠点作り」としての機能をこども園に取り入れることで、ただ単に公立幼稚園ではないものを作っていくということ。施設的に老朽化が問題となっており、今ある施設を同様に建替えていくのではなく、統廃合も含めて整理していく観点。
市川市において、「公」ではなく私立に任せるべきではないかと言われているがいかがですか。	基本的にこども園は「公」での方針がある。私立幼稚園が5園あるが、公立は2年保育で3歳児を取らないことから、共存・共栄の関係となっている。
地域のコミュニティーを育てる理念は大切だが、財政的な問題等、建替えるといっても簡単な問題ではないと考えますか	施設の老朽化も含め、社会情勢の変化から多岐にわたる保育サービスが必要になり機能を付加する必要がある。公のメリットとして安定的なサービスを維持しながら、複雑化・多様化するサービスについては民間の活用を考えており、今後は国の動向を見極めながら再編計画としていきたい。

習志野市立 杉の子こども園 ①

平成 24 年 7 月 10 日(月)

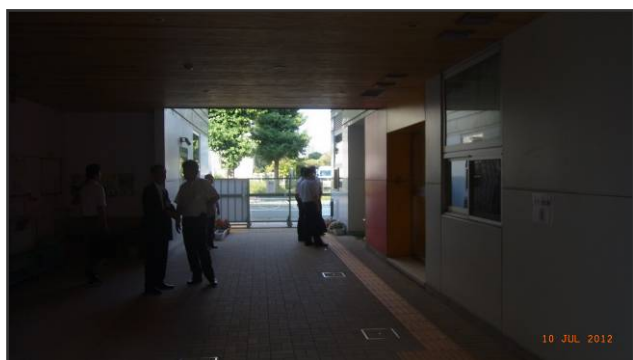
杉の子こども園
全景 →



駐車場からの園庭 ↑



駐車場 ↑



玄関入口 ↑



ピロティ ↑



園庭 ↑

習志野市立 杉の子こども園 ②

平成 24 年 7 月 10 日(月)



遊戯室での説明 ↑



遊戯室 ↑



2F 廊下 ↑



キッズホール ↑



2F 廊下 ↑



乳児玄関 ↑



2F 廊下 ↑



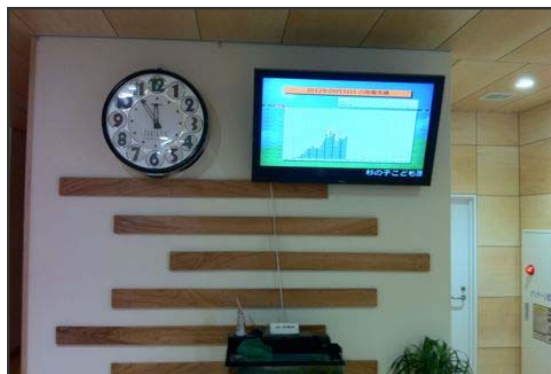
エレベーター ↑

習志野市立 杉の子こども園 ③

平成 24 年 7 月 10 日(月)



幼児用多目的室 ↑



ソーラーパネルモニター ↑



幼児多目的室 ↑



可動式壁 ↑



玄関ホール ↑



調理室 ↑



屋上デッキ ↑

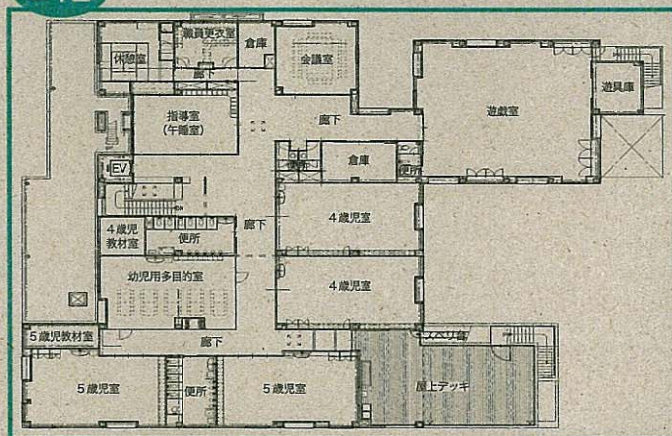


屋上デッキ 洗い場 ↑

杉の

[illegible]

2 階

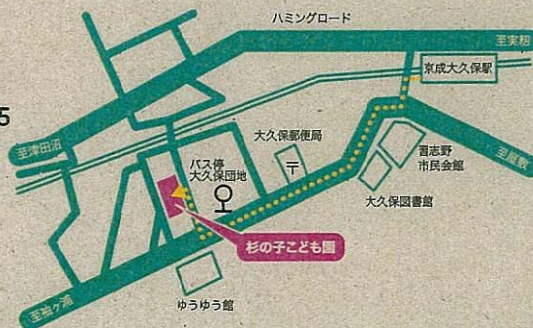


構造 鉄骨造 2 階建

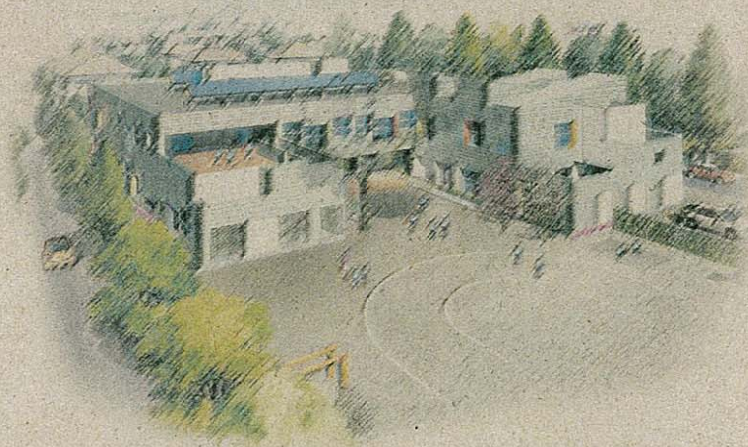
概要

こどもセンター：047 (455) 5002

京成バス 大久保団地 下車 徒歩1分



習志野市立
杉の子こども園



そんな子どもたちが、健やかに生まれ、社会の一員としてその存在を尊重されながら、そして元気に成長していけるような、安全で安心して暮らせる地域社会を築いていきます。

平成24年4月1日 開園

杉の子こども園は、昭和37年11月に杉の子幼稚園として開園し、平成24年4月より、今までの4・5歳児の幼稚園児に0歳児から5歳児の長時間保育児が加わり、杉の子こども園として開園しました。

沿革

昭和37年度	習志野市立杉の子幼稚園開設 4歳児1学級、5歳児1学級
昭和45年度	幼児学級開設 習志野市教育委員会研究指定公開研究会開催
昭和49年度	屋敷幼稚園分離
昭和55年度	習志野市教育委員会研究指定公開研究会開催
昭和60年度	園長会東部地区指定公開研開催
平成元年度	習志野市教育委員会研究指定公開研究会開催
平成4年度	習志野市教育委員会指定、公開保育及び公開研究会開催 園章及び杉の子幼稚園の歌制定 創立30周年記念式典及び祝賀会
平成6年度	習志野市教育委員会研究指定公開研究会開催
平成8年度	習志野市教育委員会研究指定公開研究会開催
平成14年度	創立40周年記念式典及び祝賀会
平成15年度	保育一元化カリキュラムを策定 こども園構想を策定
平成16年度	幼稚園と保育所の合同保育における特区認定
平成18年度	子育て・子育て支援体制整備基本計画を策定
平成19年度	北側保育棟解体
平成21年度	習志野市こども園整備と既存市立幼稚園・保育所の再編計画第1期計画策定
平成22年度	遊戯室・会議室解体 遊戯室とのお別れ会開催 仮遊戯室設置 こども園建設工事開始
平成23年度	創立50周年記念式典及びありがとうの会開催

通常保育

- (1) 短時間児と長時間児（4・5歳児）の合同保育
 - (2) 0歳児から就学前幼児の質の高い学校教育・保育の実施
 - (3) 小学校との関連教育の実施
 - (4) 小中学生との交流
 - (5) 地域との連携に関すること
 - (6) 研修、研究の実施
 - (7) 子育て情報の収集、提供に関すること
 - (8) 各種サービス
- ①産休明け保育 ②時間外保育 ③預かり保育

子育て支援

- (1) こどもセンター
 - ・遊びの場の提供と遊びの支援
 - ・子育て相談及び各種講座の開催
 - ・サークル活動の支援
 - ・子育て情報の収集及び発信
 - ・地域との連携
- (2) 一時保育

保育・教育目標

人間尊重の精神に基づき、心豊かでたくましい子どもを育成する。

元気な子
(気力・体力)

思いやりのある子
(心・人間性)

考える子
(創造性・知力)

定員

年齢	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
短時間児（幼稚園児）					45	45	90
長時間児（保育所児）	6	10	15	15	15	15	76
合計	6	10	15	15	60	60	166

一日の流れ

	7:00 随時登園	8:00	9:00 登園	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00 降園（短時間児）	15:00	16:00	17:00 随時降園	18:00	19:00 降園
0・1・2歳児		おやつ	昼食		午睡		おやつ						
	準備の時間		遊びの時間		休息の時間		遊びの時間		延長の時間				
保育・教育計画に基づき、安全で安心な環境のなかで、一人一人の生活や発達に応じたきめ細やかな保育を行う。													
3・4・5歳児	それぞれの生活に応じた預かりの時間		クラス全員が一緒に活動する。 保育・教育計画に基づき意図的・計画的に季節や年齢クラスの状況に応じて進める時間					それぞれの生活に応じた預かりの時間 家庭生活に近い環境の中で一人一人を大切にしながらゆったりと過ごす時間					
					昼食		午睡		おやつ				
	準備の時間		幼児教育の時間						休息の時間	遊びの時間		延長の時間	
									預かり保育				

通常保育

短時間児	実施日	国民の休日及び学年始め・夏期・冬季・学年末休業日を除いた月曜日から金曜日
	休業日	県民の日及び園長が特に必要があると認める臨時休業日
	預かり保育実施日	入園してから降園時間が午後2時になった時から5歳児修了までの期間で、国民の休日及び12月29日から1月3日を除いた月曜日から金曜日
長時間児	預かり保育実施時間	午後2時から午後5時（月曜日から金曜日） 長期休業中午前9時から午後5時（月曜日から金曜日）
	実施日	国民の休日及び12月29日から1月3日を除いた月曜日から土曜日
	時間外保育	午前7時から午前8時30分、午後4時30分から午後7時
長時間児	産休明け保育実施日	国民の休日及び12月29日から1月3日を除いた月曜日から土曜日
	産休明け保育実施時間	午前8時30分から午後5時（57日目から4ヶ月未満の期間）

子育て支援

こどもセンター	利用者	市内在住の乳幼児とその保護者
	実施日	国民の休日及び12月29日から1月3日を除いた月曜日から土曜日
	実施時間	午前9時から午後4時
一時保育	対象者	市内在住の6か月から就学前の健康な乳幼児
	実施日	国民の休日及び12月29日から1月3日を除いた月曜日から土曜日
	実施時間	午前8時30分から午後5時

保育料

短時間児	1ヶ月……9,800円	給食費……日額225円
	預かり保育 2時間	360円、3時間530円（おやつ代含む）
	長期休業中 半日	785円（おやつ代含む） 一日 1,365円（食事代・おやつ代含む）
長時間児	「習志野市保育の実施に要する費用の徴収に関する規則」に基づく保護者の所得に応じた保育料	
こどもセンター	無料	
一時保育	3歳未満児 4時間以内	1,200円、1日 2,400円
	3歳以上児 4時間以内	600円、1日 1,200円
	食事代	245円 ※土曜日は225円

子ども・子育て関連3法による変化の内容について

こども部 子育て支援課
平成24年11月29日

子ども・子育て関連3法

(1) 子ども・子育て支援法

《内容》 ○教育・保育にかかる給付
 ○地域子ども・子育て支援事業、など

(2) 就学前の子どもに関する教育、保育等の 総合的な提供の推進に関する法律の一部を 改正する法律

《内容》 ○認定こども園法の一部改正

(3) 関係法律の整備等に関する法律

《内容》 ○上記2法の施行に伴う児童福祉法等関係法律の整備

主な目的

- (1) 質の高い幼児期の学校教育、保育の
総合的な提供
- (2) 保育の量的拡大・確保
 - ・待機児童の解消
 - ・地域の保育を支援
- (3) 地域の子ども・子育て支援の充実

教育・保育に係る施設・事業者

分類	施設・事業	認可	確認	指導監督
教育・保育施設	認定こども園	県	市	県・市
	幼稚園			
	保育園			
地域型保育事業	小規模保育	市		市
	家庭的保育			
	居宅訪問型保育			
	事業所内保育			

※「確認」について

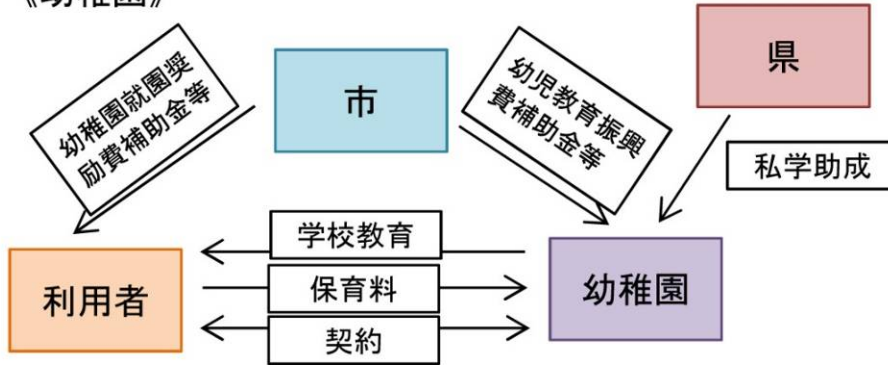
- ・給付支給対象施設・事業者であることの「確認」
- ・子どもの区分(①3歳以上保育不要、②3歳以上保育要、③3歳未満保育要)ごとの**利用定員を定める**。
- ・確認を行なった場合は、公示が必要

※市は、上記施設・事業の運営基準を条例で定める必要がある。

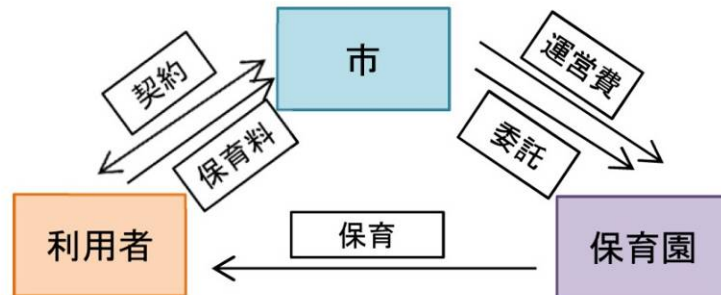
教育・保育施設、地域型保育 行政の関与についての変更点

【現行】

《幼稚園》

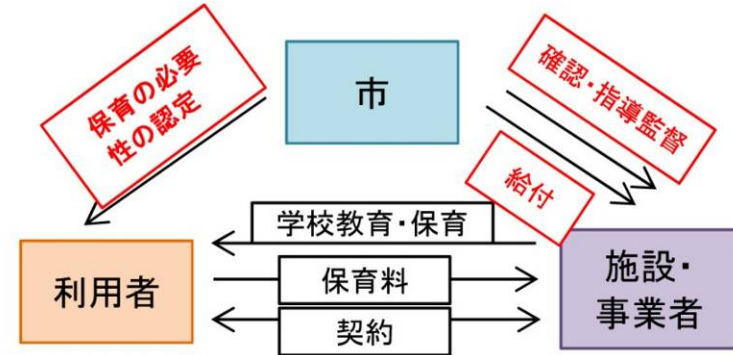


《保育園》

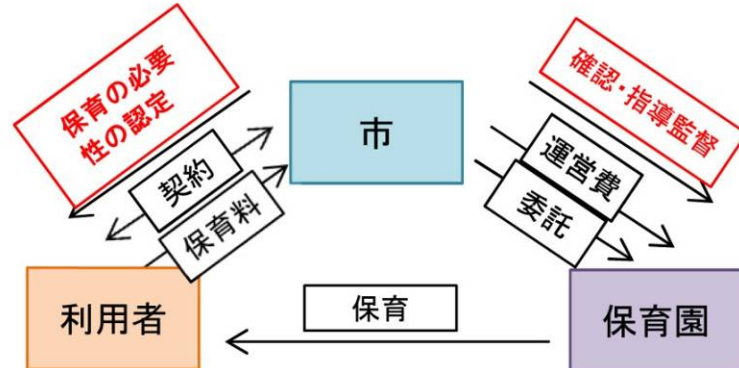


【新たな制度】

《施設(原則)・事業者》



《私立保育園》



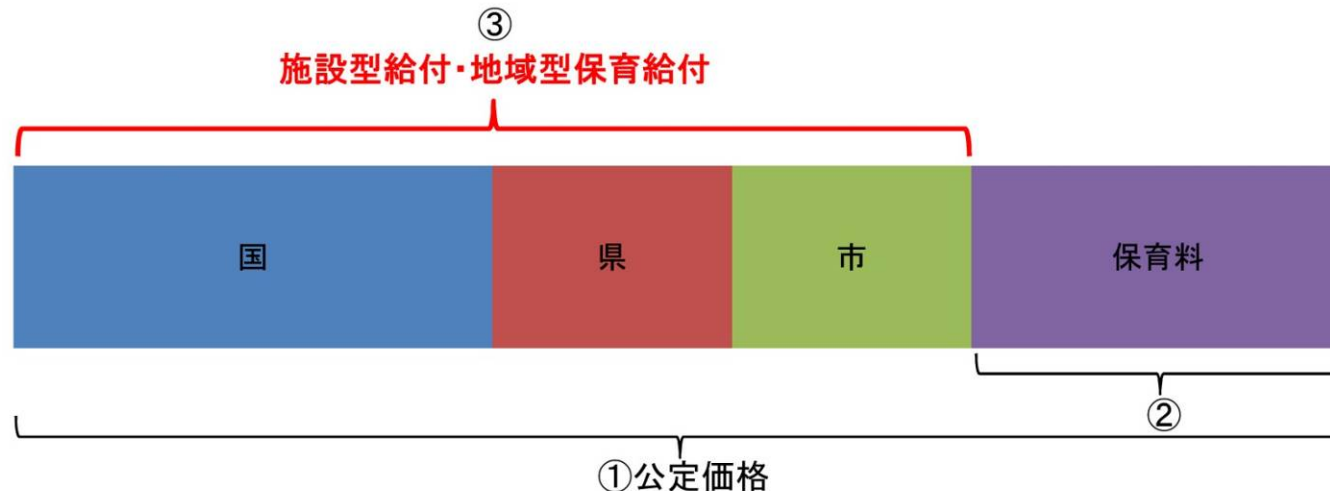
※施設型給付の対象として確認を受けない幼稚園は、私学助成を継続。

子ども・子育て支援給付(児童手当以外)

○保護者に対する給付であるが、法定代理受領により、市が施設・事業者に対し支払い

○施設型給付・・・認定こども園・幼稚園・保育園

○地域型保育給付・・・小規模保育・家庭的保育・居宅訪問型保育・事業所内保育
《施設型給付・地域型保育給付のイメージ》



①国基準により算定(子どもの区分、保育必要量、施設所在地域等が勘案される)

②市が定める(保護者世帯の所得状況等を勘案)

③負担割合

国:負担対象額の1/2、 県:負担対象額の1/4

※負担対象額＝国・都道府県が負担すべきものとして政令で定めるところにより算定した額

※経過措置:3歳以上保育不要子どもに対する給付については、現在の負担割合

(国2:地方8)に近くなるよう調整がなされる。

認定こども園

■ 幼保連携型認定こども園について制度の改善

現行	新たな制度
幼稚園・保育園で別々の認可・指導監督・財政措置	認可・指導監督・財政措置（施設型給付）の一本化
《設置主体》 ・幼稚園部分：国・地方公共団体 ・学校法人 ・保育園部分：設置主体制限なし	《設置主体》 国・地方公共団体・学校法人・ 社会福祉法人

■ 幼稚園型・保育所型・地方裁量型の認定こども園の改善 …財政措置（施設型給付）の一本化

■ 幼稚園・保育園からの移行は義務づけず、政策的な促進

地域型保育

■事業

- ・小規模保育(利用定員6人～19人)
- ・家庭的保育(利用定員5人以下)
- ・居宅訪問型保育
- ・事業所内保育

(従業員だけでなく、地域の子どもに対する保育を提供)

■対象・・・満3歳未満の保育の必要な子ども

※教育・保育体制の整備状況等を勘案して市が必要とであると認める場合は、
3歳以上でも支給対象

■事業主体 法人でなくてもよい

■認可・確認・指導監督、全て実施主体は市

■認定こども園・幼稚園・保育園と連携させる。

地域子ども・子育て支援事業

■対象事業

- ・利用者支援(＝子育て支援コーディネーター)
- ・地域子育て支援拠点事業 ・一時預かり ・乳児家庭全戸訪問事業
- ・養育支援訪問事業 ・ファミリー・サポート・センター事業
- ・子育て短期支援事業 ・延長保育事業 ・病児・病後児保育事業
- ・放課後児童クラブ ・妊婦健診 ・実費徴収にかかる補足給付を行なう事業
- ・多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

(例: 民間事業者の参入の促進に関する調査研究)

■負担割合 不明(国・県は「予算の範囲内で交付金を交付することができる」)

■大きな変化が示されている事業

①放課後児童クラブ

- ・対象年齢の見直し(おおむね10歳未満 → 小学生)
- ・基準について条例制定が必要

②一時預かり

- ・利用の拡大

国の予算: +1,000億円

国の利用見込み: H24年度 365万日 → 5,755万日

市町村子ども・子育て支援事業計画 ①

■計画期間:5年を1期とする

■必須記載事項

①教育・保育施設、地域型保育

区域ごと・子どもの区分ごとに、各年度の必要利用定員・提供体制
確保の内容・実施時期

②地域子ども・子育て支援事業

区域ごとに、各年度の事業量の見込み・提供体制確保の内容・実施
時期

③幼保連携型認定こども園の推進体制について

《①のイメージ》

〇〇区域 必要利用定員

	教育・保育施設			地域型保育事業所
	3歳以上保育不要	3歳以上保育必要	3歳未満保育必要	
平成27年度				
平成28年度				
平成29年度				
平成30年度				
平成31年度				



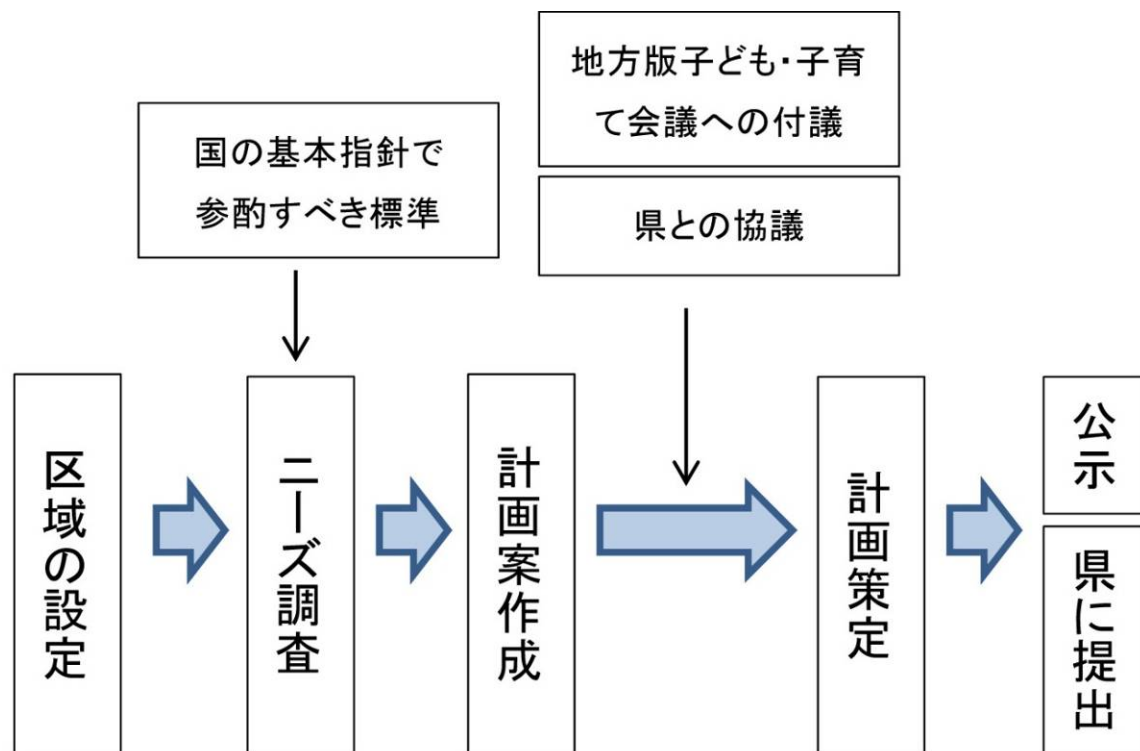
上表データをもとに、年度ごとの
教育・保育施設、地域型保育の設置計画を記載

市町村子ども・子育て支援事業計画 ②

■努力義務記載事項

- ①産休・育休明けの、教育・保育施設等の円滑な利用の確保について
- ②虐待児・障害児等にかかる都道府県施策との連携について
- ③ワーク・ライフ・バランスについて

■策定の流れ



地方版子ども・子育て会議

■設置・・・努力義務、設置の場合は条例で定める

○子ども・子育て支援法第77条

市町村は条例で定めるところにより、次に掲げる事務进行处理するため、審議会その他の会議制の機関を置くよう努めるものとする。

■役割

下記の事務について、市は会議の意見を聴くことが必要

※設置しない場合は「子どもの保護者その他子育て支援に当事者の意見を聴かなければならない。

法定	市町村計画の策定・変更
	認定こども園・幼稚園・保育園・地域型保育の利用定員の設定
必要があると思われるもの	認可基準(地域型保育)・運営基準の制定
	保育料の設定(認定こども園・幼稚園・保育園・地域型保育・子育て支援事業)
	市町村計画の区域設定・ニーズ調査項目・進捗管理

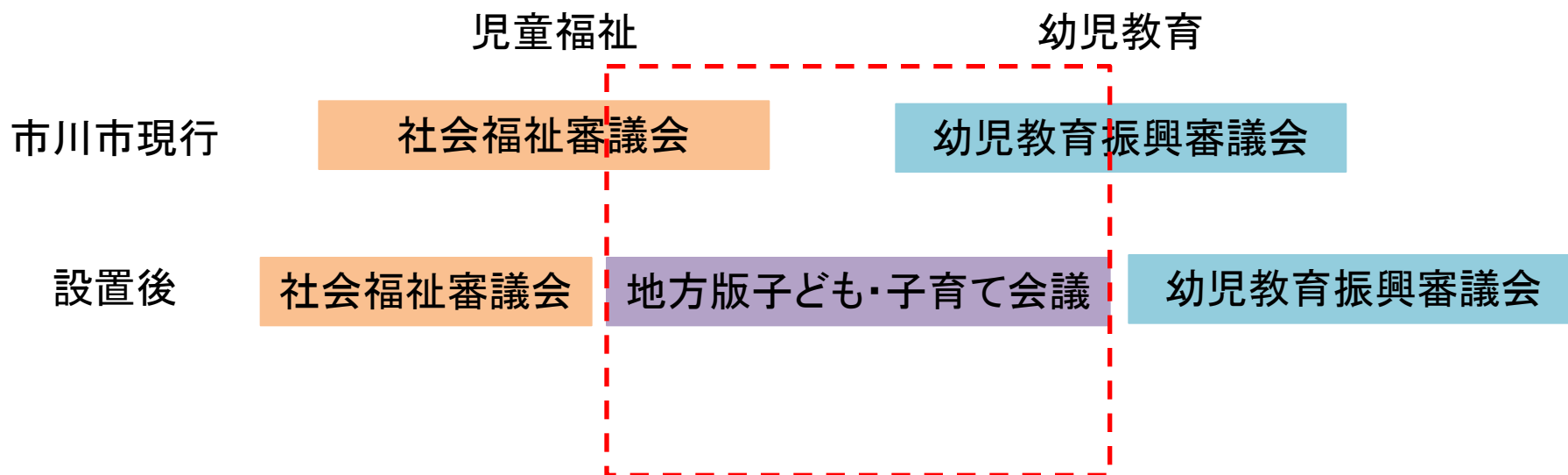
■ 構成員

法定されていないが、審議事項を考慮すると、以下の立場の方が必要であると考えている。

- 学識経験者 ○保育園運営関係者 ○幼稚園運営関係者
- 簡易保育園運営関係者 ○子育て支援団体関係者
- 保育園保護者 ○幼稚園保護者 ○市民公募

■ 市川市の会議設置について

⇒平成25年2月議会で条例提案により新設を目指し検討・調整中
《子ども・子育て会議と既存関連会議体のイメージ》



施行日

■ 施行日 政令で定める日から

※最速で平成27年4月1日

《例外》

- ・地方版子ども・子育て会議での意見聴取
…平成25年4月1日
- ・必要な条例制定、保育の必要性認定、計画策定準備等
…平成24年8月22日

本格施行までの対応：保育緊急確保事業

■目的

平成26年度から本格施行までの間の保育の需要の増大等への対応

■手続きの流れ

平成25年度

国：事業の具体化（省令）



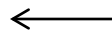
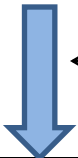
平成25年度後半

計画策定（必要な事業を盛り込む）



平成26年度

計画を国に提出



国庫補助

～本格施行

保育緊急確保事業を実施

幼稚園に関連する情報の整理

■既存幼稚園の新制度移行に伴う選択肢

- ①認定こども園（幼保連携型または幼稚園型）に移行
- ②新制度の枠組みの中での幼稚園（施設型給付を受ける）
- ③新制度の枠組みに入らない幼稚園（私学助成を継続）

《②と③の違い》

	②	③
応諾義務	あり	なし
公定価格※	あり	なし
保育料	市が設定（応能負担）	自由設定

※4ページ上部参照、公定価格の骨格は25年度中に示される予定

■意向調査

平成26年度早い時期の実施予定

■認定こども園への移行について

《移行の選択肢》

現に存する幼稚園は、設置主体によらず幼保連携型認定こども園・幼稚園型認定こども園への移行が可能

※宗教法人立・個人立幼稚園の幼保連携型認定こども園への移行については要件有

- ・・・新認定こども園法附則第4条（幼保連携型認定こども園の経営に必要な設備・資金・財産・知識・経験・社会的信望を有する）

《幼保連携型認定こども園への移行の政策的促進》

○現在国で検討している促進策

- ・調理室の設置の支援
- ・保育教諭の資格の経過措置
- ・公定価格設定におけるインセンティブの付与

■保護者の手続きの変化

幼稚園への入園申込に先立ち、市役所で給付の受給者証の発行を受ける必要がある（新制度の枠組みに入らない幼稚園の場合には現時点では不明